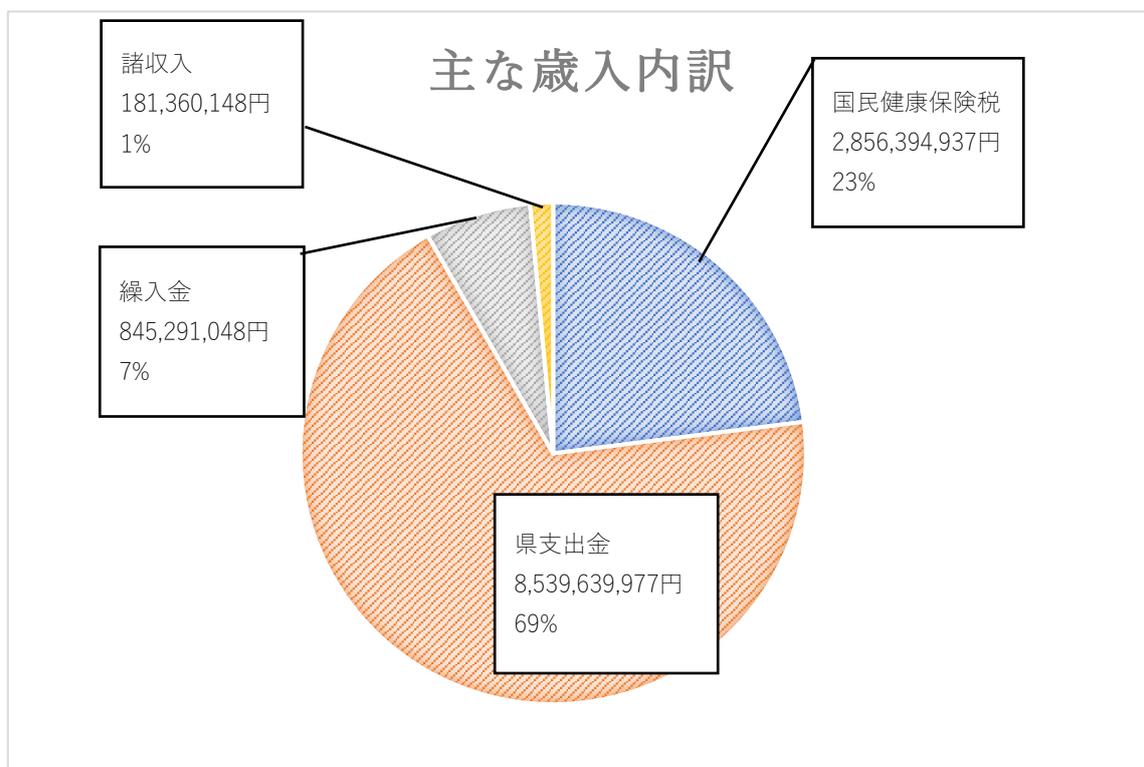


歳入補足説明



主な歳入の内訳は上の円グラフのとおりです。収入の69%を医療給付費に相当する支出金が占めています。次いで被保険者から徴収する国民健康保険税が23%、制度上一般会計からの繰入が認められている繰入金が7%で、その他の収入は合わせて1%です。

令和4年度決算額、令和3年度決算額との増減額、主要な事由について説明します。

5款 国民健康保険税

決算額 28億5,639万4,937円 (+881万3,323円)

国民健康保険税については、現年分の収納率は91.49%→92.65%と増加し、また、滞納繰越分（過年度課税分）の収納率は25.96%→29.08%と増加したことに伴う増額となっています。

10款 使用料及び手数料

国民健康保険に加入していた期間の証明書等の手数料です。

決算額 6,900円 (△4,500円)

15款 国庫支出金

制度改正に係るシステム改修や新型コロナ対策、災害対応で臨時の減免を実施した場合に国から支出される補助金等です。

決算額 4万円 (△743万9,000円)

令和3年度にあった、新型コロナの影響で収入が激減した被保険者への国民健康保険税減免措置に係る補助金747万9,000円が令和4年度はなかったためです。

25款 県支出金

国保広域化に伴い県から支出される普通交付金が大部分を占め、その他各市町村の事情に応じて支出される特別交付金があります。

決算額 85億3,963万9,977円 (△2億9,635万4,751円)

医療費にあたる保険給付費が前年度より大幅に減少したため、それに伴い普通交付金が2億8,393万円余り減少したためです。

35款 財産収入

国民健康保険財政調整基金、高額療養費貸付基金を定期預金で運用した利息です。

決算額 10,157円 (△3,670円)

37款 寄附金

木更津市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）により国民健康保険財政調整基金を指定用途として寄附されたものです。

決算額 96万5,000円（+74万8,000円）

寄附件数が5件21万7,000円から22件96万5,000円に増加したためです。

40款 繰入金

国民健康保険事業に係る職員の人件費等、法令により一般財源から国民健康保険特別会計へ繰入が認められている繰入金、財政調整基金からの繰入金等です。

決算額 8億4,529万1,048円（△683万9,243円）

人件費が減少したことによる職員給与等繰入金の減（915万5,990円）等によります。

令和4年度は国保特別会計の収支は黒字でしたので、法定外の決算補填目的の繰入金や財政調整基金を取り崩した繰入金はありませんでした。

45款 繰越金

実績額の減等で過大交付となった国県交付金の返還分等、前年度の歳入のうち用途が明確なため繰越したものです。

決算額 1,006万8,676円（△744万5,510円）

令和3年度は確定医療費が少ない（＝交付金が過大）状態だったため、翌令和4年度の普通交付金はその分減らされるため、医療費支出に対して不足が生じるため、過大交付された金額をそのまま令和4年度の繰越金としたので660万円近くの歳入がありました。

また、市が県に納める事業費等納付金については、当初予算は仮係数により県から通知された額で計上し、その後確定係数により納付金額が確定するため、仮係数時より確定係数時の納付金額が大きい場合は、その差額を繰越金としています。

令和3年度は確定時の方が納付金額が大きかったため、1,655万円余の繰越金がありましたが、令和4年度は確定時の方が納付金額が小さかったため繰越金はありませんでした。

(参考)

○普通交付金（市が負担した医療費分が県から交付される）

4月～2月審査分…実費精算

3月審査分…概算費用で精算

予測より大きい→交付額が少ない→翌年度に追加支給（繰越金なし）

予測より小さい→交付金が多すぎ→翌年度減額支給（＝減額分が繰越金）

○納付金

12月上旬…仮係数による試算

1月上旬…仮係数により予算計上

2月中旬…確定係数により決定

試算より大きい→予算が不足→不足分は翌年度に準備（＝不足分が繰越金）

試算より小さい→予算が足りる→繰越金なし

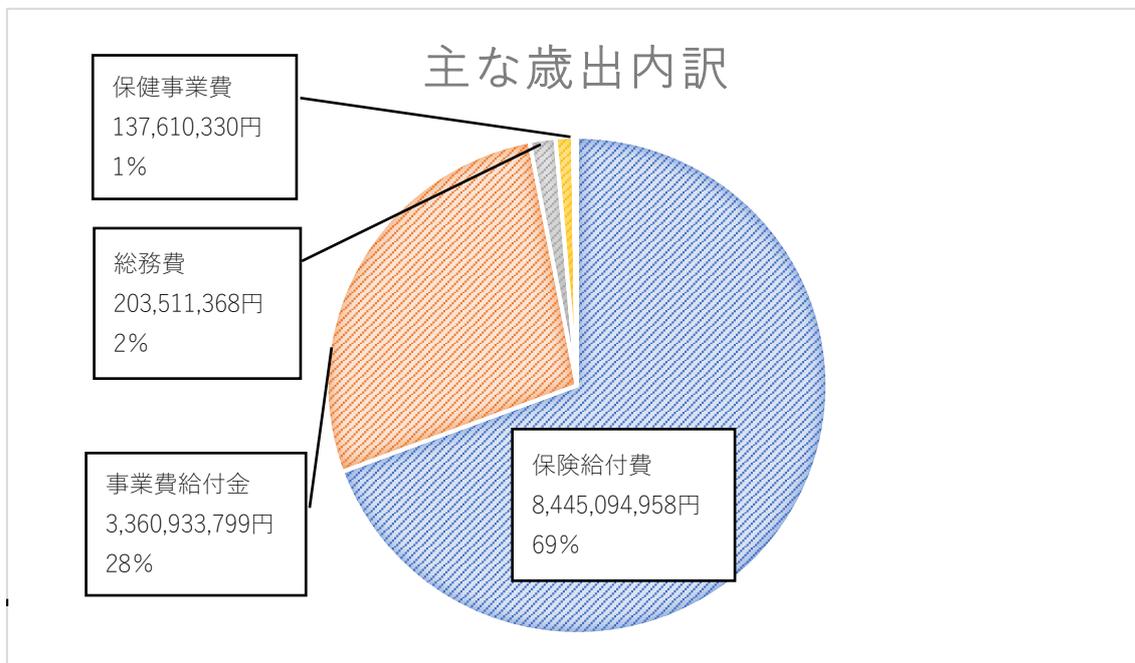
50款 諸収入

国民健康保険税の納入が期限に遅れた場合の延滞金、交通事故等加害者が負担すべき医療費に国民健康保険を使用したことに対する賠償金、資格喪失後に国民健康保険を使用したことに対する不当利得返還金等です。

決算額 1億8,136万148円（+4,740万5,359円）

国民健康保険税の延滞金収入が3,520万7,818円増加したこと等によるものです。

歳出補足説明



主な歳出の内訳は上の円グラフのとおりです。支出の69%を医療給付費である保険給付費が占めています。次いで千葉県に納める事業費納付金が28%、人件費や郵送経費、印刷経費等の総務費が2%で、特定健康診査等を実施する保健事業費が1%です。

令和4年度決算額、令和3年度決算額との増減額、主要な事由について説明します。

5款 総務費

人件費、事務費、システム改修費、国保運営協議会の経費等です。

決算額 2億351万1,368円 (△925万4,147円)

人件費680万5,510円、システム改修費105万500円の減少等です。

10款 保険給付費

医療に係る保険者負担分等の費用です。

決算額 84億4,509万4,958円 (△2億5,524万5,623円)

令和4年度は新型コロナウイルス感染の影響と考えられる受診控えがあったと考えられます。

14款 国民健康保険事業費納付金

国保広域化により始まった千葉県への納付金です。医療給付費と見込まれる金額のうち国、県の補助金を除いた金額を県に納付します。広域化前は医療給付費のうち国、県の補助金を除いた金額を国民健康保険税として市が被保険者から徴収していました。

おおむね金額の計算方法に違いはありませんが、これまでは単年度で不足(いわゆる赤字)が発生すると基金の取り崩しをしたり、市の一般財源から補填する必要がありました。

広域化によりその年度の医療給付費分は県から交付されるため、次年度以降で計画的に均衡を図ることができるようになりました。

決算額 33億6,093万3,799円 (△6,809万6,883円)

納付金は前年度までの医療実績、被保険者の収入額実績等に基づき千葉県が算定しています。国民健康保険の被保険者数は近年、後期高齢者への移行や社会保険の適用拡大などにより減少傾向にあり、これに伴って納付金も減少傾向にあります。

20款 共同事業拠出金

平成20年度に終了した「退職者医療制度」について、経過措置により遡って適用させる必要がある被保険者がいるため、国民健康保険団体連合会を通じて適用候補者リストを作成するための費用です。

決算額 262円 (+51円)

25款 保健事業費

特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等、被保険者の衛生、保健向上を図る事業の費用です。

決算額 1億3,761万330円 (△596万5,374円)

特定健診等事業費が△687万6,437円、短期人間ドック助成事業が+121万6,141円となったことが主な要因です。

特定健康診査については受診者は8,305名で前年度より220名減少しました。また、単価の高い個別健診（医療機関での受診）が減少したこと等により合計金額は減少しました。

短期人間ドック助成事業については、1,504件で前年度より44件増加しており、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受検控えからある程度回復したからと考えます。

30款 基金積立金

国民健康保険特別会計財政調整基金に積立てるほか、基金の運用から生じる益金及びふるさと応援寄附金のうち用途を国民健康保険財政調整基金への積立とした寄附金を基金に編入します。

決算額 97万5,157円 (+75万1,670円)

ふるさと応援寄附件数が5件21万7,000円から22件96万5,000円に増加したためです。

40款 諸支出金

国民健康保険税の過誤納付への還付金、実績報告により過大交付が判明した国県交付金等への返還金です。

決算額 2,804万8,721円 (+1,301万9,694円)

国民健康保険税の還付金が増加(+217万9,694円)したこと及び県への返還金が増加(+1,084万円)したことによります。